

平成 15 年 6 月 25 日

各 位

株式会社 りそな銀行

委員会等設置会社への移行および組織改正について

株式会社りそな銀行（頭取 野村 正朗）は、経営に対する監視・監督機能の強化と透明性の向上を図り、コーポレートガバナンスの再構築を実現するため、平成 15 年 6 月 25 日開催の定時株主総会決議により委員会等設置会社に移行し、併せて、下記のとおり組織改正を行いましたのでお知らせします。

1．指名、監査、報酬委員会の設置

委員会等設置会社への移行に伴い、りそな銀行に以下の 3 委員会を設置いたしました。

(1) 指名委員会

株主総会に提出する取締役の選任・解任議案の内容を決定します。

(2) 監査委員会

取締役、及び執行役の職務の執行の監査を行います。また、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任議案の内容を決定します。

(3) 報酬委員会

取締役・執行役が受ける個人別の報酬を決定します。

2．組織改正

(1) 監査部の新設

監査委員会の直轄組織として、監査部を新設し、同部を監査委員会の事務局といたしました。

(2) 秘書室の改称

社外取締役を中心とするガバナンス強化を図るため、秘書室をコーポレートガバナンス事務局に改称し、指名委員会、報酬委員会の事務局といたしました。

(3) リスク統括部の再編

リスク統括部と業務監査部は、内部管理部として再編し、同部内にリスク管理室とコンプライアンス室を設置いたしました。

(4) 監査役、監査役室の廃止

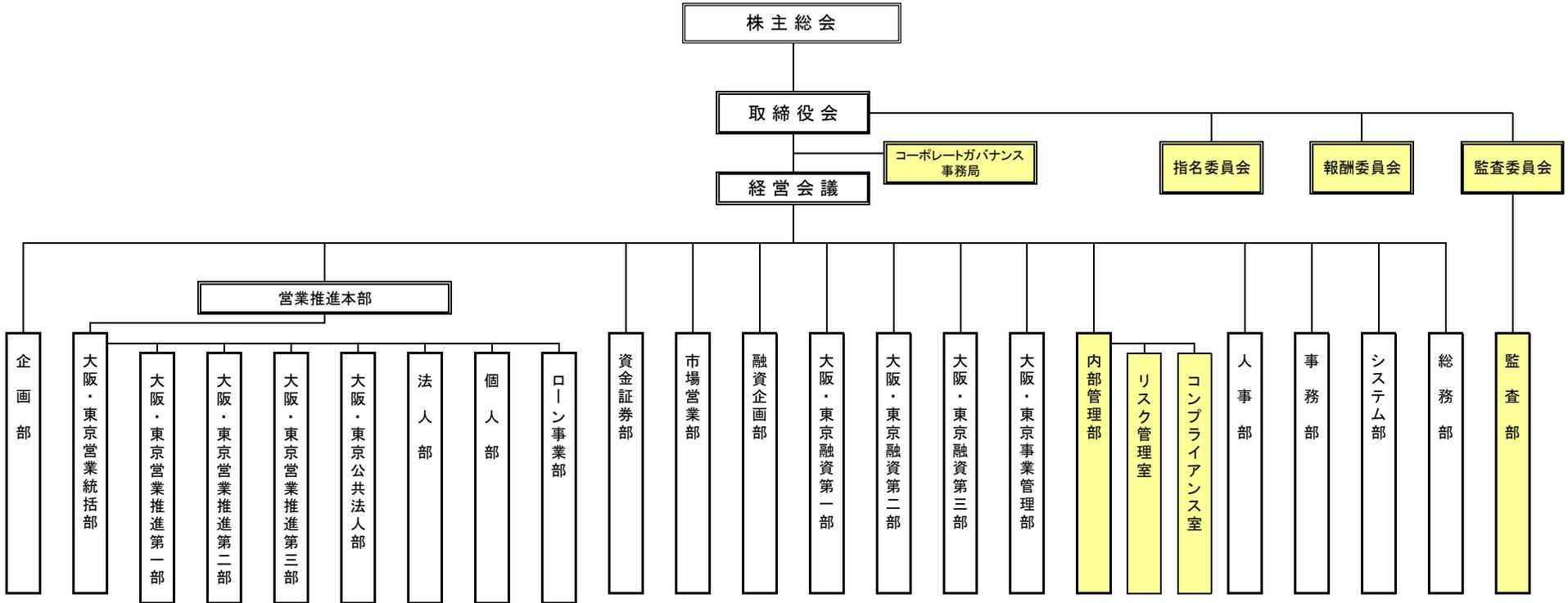
監査役、及び監査役室を廃止いたしました。

以上

変更後

りそな銀行 本部組織図

平成15年6月25日現在



変更前

りそな銀行 本部組織図

平成15年3月1日現在

